

第8章

介護サービス基盤の充実

対応する「本市の課題」(P47・48)

- ①サービスの安定的提供
- ②介護予防の充実
- ③介護人材の確保・育成
- ④日常生活の支援体制の整備
- ⑨認知症介護の支援

SDGs



第1節 介護サービス基盤の整備・充実

今後も要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスが必要なときに利用できるよう、引き続き、サービスの充実を図る必要があります。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、必要な基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設入所者の待機者減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

| 区分 | 施設 | 整備数 |
|-------------|-----------------------|----------------|
| 令和4年度 整備 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 1施設 定員 29人 |
| | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 1施設 2ユニット（18人） |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 1施設 定員 29人 |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1施設 |
| 令和5年度 整備 | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 1施設 2ユニット（18人） |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 1施設 定員 29人 |

○介護保険施設等整備状況

| 区分 | 7期計画（見込み） | | 8期整備目標数 | | 8期末見込 | |
|---------------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 施設数 （か所） | 定員数 （人） | 施設数 （か所） | 定員数 （人） | 施設数 （か所） | 定員数 （人） |
| 介護老人福祉施設 | 16 | 921 | 1 | 29 | 17 | 950 |
| うち地域密着型 | 3 | 87 | 1 | 29 | 4 | 116 |
| 介護老人保健施設 | 7 | 760 | - | - | 7 | 760 |
| 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） | 27 | 405 | 2 | 36 | 29 | 441 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 8 | 221 | 1 | 29 | 9 | 250 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 2 | 58 | 1 | 29 | 3 | 87 |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 1 | - | 1 | - | 2 | - |
| 計 | 61 | 2,365 | 6 | 123 | 67 | 2,488 |

第2節 介護サービス量の見込み

在宅での生活を継続するための居宅サービスや地域密着型サービスと自宅での介護が困難な人のための施設サービスを提供しています。

今後も、必要とするサービスを適切に受けられるように、サービス供給量の確保に努めます。

1 居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが居宅サービスです。要支援1と要支援2の方を対象とする介護予防サービス（予防給付）、要介護1から要介護5までの認定者の方を対象とする居宅サービス（介護給付）という区分になっています。

要介護・要支援認定者数の推計値を基礎とし、第7期計画期間における各サービスの利用率や利用回数等の実績を勘案すると、令和3年度から令和5年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下のとおりとなります。

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | 実 績 | | | 計 画 | | |
|-------------|--------|--------|----------------|--------|--------|--------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数(人) | 861 | 858 | 880 | 889 | 903 | 913 |
| 利用回数(回) | 21,249 | 20,817 | 21,243 | 21,461 | 21,860 | 22,133 |
| 利用回数 計画値(回) | 25,805 | 26,695 | 27,460 | | | |
| 対計画比 | 82.3% | 78.0% | 77.4% | | | |

(2) 介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

要介護者等の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予防給付 | 利用人数(人) | 7 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| | 利用回数(回) | 29 | 21 | 13 | 15 | 15 | 15 |
| | 利用回数 計画値(回) | 14 | 14 | 18 | | | |
| | 対計画比 | 207.1% | 150.0% | 72.2% | | | |
| 介護給付 | 利用人数(人) | 234 | 228 | 204 | 209 | 213 | 217 |
| | 利用回数(回) | 1,045 | 996 | 905 | 932 | 950 | 968 |
| | 利用回数 計画値(回) | 1,051 | 1,095 | 1,151 | | | |
| | 対計画比 | 99.4% | 91.0% | 78.6% | | | |

(3) 介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等(看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士)が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者等となります。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予防給付 | 利用人数(人) | 190 | 187 | 193 | 195 | 196 | 196 |
| | 利用回数(回) | 1,161 | 1,074 | 1,257 | 1,272 | 1,279 | 1,279 |
| | 利用回数 計画値(回) | 1,561 | 1,601 | 1,626 | | | |
| | 対計画比 | 74.4% | 67.1% | 77.3% | | | |
| 介護給付 | 利用人数(人) | 717 | 679 | 638 | 650 | 660 | 667 |
| | 利用回数(回) | 4,549 | 4,151 | 3,829 | 3,940 | 4,003 | 4,045 |
| | 利用回数 計画値(回) | 5,147 | 5,469 | 5,834 | | | |
| | 対計画比 | 88.4% | 75.9% | 65.6% | | | |

(4) 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 105 | 95 | 83 | 88 | 88 | 88 |
| | 利用回数(回) | 1,008 | 899 | 785 | 837 | 837 | 837 |
| | 利用回数 計画値(回) | 664 | 710 | 756 | | | |
| | 対計画比 | 151.8% | 126.6% | 103.8% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 195 | 188 | 158 | 163 | 164 | 168 |
| | 利用回数(回) | 2,024 | 1,873 | 1,692 | 1,770 | 1,781 | 1,824 |
| | 利用回数 計画値(回) | 1,601 | 1,702 | 1,803 | | | |
| | 対計画比 | 126.4% | 110.0% | 93.8% | | | |

(5) 介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者等の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 55 | 54 | 56 | 57 | 57 | 57 |
| | 利用人数 計画値(人) | 67 | 71 | 73 | | | |
| | 対計画比 | 82.1% | 76.1% | 76.7% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 595 | 624 | 677 | 691 | 702 | 712 |
| | 利用人数 計画値(人) | 595 | 637 | 682 | | | |
| | 対計画比 | 100.0% | 98.0% | 99.3% | | | |

(6) 通所介護

デイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプランに基づき提供されます。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | 実 績 | | | 計 画 | | |
|-------------|--------|--------|----------------|--------|--------|--------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数(人) | 1,335 | 1,322 | 1,286 | 1,318 | 1,336 | 1,349 |
| 利用回数(回) | 12,467 | 12,333 | 12,151 | 12,527 | 12,699 | 12,825 |
| 利用回数 計画値(回) | 12,728 | 13,316 | 13,920 | | | |
| 対計画比 | 97.9% | 92.6% | 87.3% | | | |

(7) 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通り、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者等です。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | 実 績 | | | 計 画 | | | |
|------------------|-------------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 328 | 328 | 300 | 305 | 306 | 307 |
| | 利用人数 計画値(人) | 360 | 370 | 380 | | | |
| | 対計画比 | 91.1% | 88.6% | 78.9% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 354 | 364 | 353 | 364 | 368 | 373 |
| | 利用回数(回) | 2,777 | 2,886 | 2,659 | 2,768 | 2,799 | 2,839 |
| | 利用回数 計画値(回) | 2,877 | 2,988 | 3,082 | | | |
| | 対計画比 | 96.5% | 96.6% | 86.3% | | | |

(8) 介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 46 | 39 | 22 | 26 | 26 | 26 |
| | 利用日数(日) | 225 | 190 | 124 | 140 | 140 | 140 |
| | 利用日数 計画値(日) | 211 | 226 | 231 | | | |
| | 対計画比 | 106.6% | 84.1% | 53.7% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 593 | 579 | 531 | 547 | 554 | 562 |
| | 利用日数(日) | 5,372 | 5,520 | 5,382 | 5,414 | 5,491 | 5,575 |
| | 利用日数 計画値(日) | 5,313 | 5,378 | 5,387 | | | |
| | 対計画比 | 101.1% | 102.6% | 99.9% | | | |

(9) 介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理の下に機能訓練、日常生活の介護及び看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用日数(日) | 11 | 13 | 12 | 14 | 14 | 14 |
| | 利用日数 計画値(日) | 6 | 6 | 6 | | | |
| | 対計画比 | 183.3% | 216.7% | 200.0% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 38 | 36 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 利用日数(日) | 252 | 213 | 191 | 198 | 198 | 198 |
| | 利用日数 計画値(日) | 239 | 250 | 266 | | | |
| | 対計画比 | 105.4% | 85.2% | 71.8% | | | |

(10) 介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護及び生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予防給付 | 利用人数(人) | 18 | 17 | 13 | 16 | 16 | 16 |
| | 利用人数 計画値(人) | 14 | 12 | 10 | | | |
| | 対計画比 | 128.6% | 141.7% | 130.0% | | | |
| 介護給付 | 利用人数(人) | 72 | 74 | 91 | 83 | 83 | 83 |
| | 利用人数 計画値(人) | 76 | 80 | 84 | | | |
| | 対計画比 | 94.7% | 92.5% | 108.3% | | | |

(11) 介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト及び歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予防給付 | 利用人数(人) | 983 | 1,056 | 1,156 | 1,156 | 1,159 | 1,161 |
| | 利用人数 計画値(人) | 984 | 1,034 | 1,087 | | | |
| | 対計画比 | 99.9% | 102.1% | 106.3% | | | |
| 介護給付 | 利用人数(人) | 1,972 | 2,035 | 2,106 | 2,144 | 2,177 | 2,204 |
| | 利用人数 計画値(人) | 2,007 | 2,067 | 2,098 | | | |
| | 対計画比 | 98.3% | 98.5% | 100.4% | | | |

(12) 特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を購入した場合に、その費用の一部を支給します。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 21 | 24 | 26 | 23 | 23 | 23 |
| | 利用人数 計画値(人) | 28 | 28 | 30 | | | |
| | 対計画比 | 75.0% | 85.7% | 86.7% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 37 | 35 | 32 | 31 | 31 | 32 |
| | 利用人数 計画値(人) | 40 | 40 | 45 | | | |
| | 対計画比 | 92.5% | 87.5% | 71.1% | | | |

(13) 介護予防住宅改修／住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替えなど、住宅改修費用の一部を支給します。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 21 | 18 | 24 | 22 | 22 | 22 |
| | 利用人数 計画値(人) | 26 | 26 | 28 | | | |
| | 対計画比 | 80.8% | 69.2% | 85.7% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 17 | 17 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 利用人数 計画値(人) | 18 | 18 | 22 | | | |
| | 対計画比 | 94.4% | 94.4% | 59.1% | | | |

(14) 介護予防支援／居宅介護支援

介護支援専門員が、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|------------------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 1,362 | 1,404 | 1,448 | 1,451 | 1,454 | 1,456 |
| | 利用人数 計画値(人) | 1,468 | 1,546 | 1,626 | | | |
| | 対計画比 | 92.8% | 90.8% | 89.1% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 3,097 | 3,094 | 3,099 | 3,124 | 3,167 | 3,199 |
| | 利用人数 計画値(人) | 3,188 | 3,233 | 3,224 | | | |
| | 対計画比 | 97.1% | 95.7% | 96.1% | | | |

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、今後、さらに増加が予想される認知症高齢者や要介護高齢者が、介護度が重くなっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるようにすることを目的として創設されたサービスです。

利用者のニーズにきめ細かく応えられるよう、本市が設定する5つの日常生活圏域の事情に即し、各地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

(1) 介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能その他認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予防 給付 | 利用人数(人) | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用回数(回) | 0 | 3 | 0 | | | |
| | 利用回数 計画値(回) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 対計画比 | - | - | - | | | |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 17 | 19 | 22 | 23 | 23 | 23 |
| | 利用回数(回) | 167 | 206 | 210 | 231 | 231 | 231 |
| | 利用回数 計画値(回) | 411 | 435 | 478 | | | |
| | 対計画比 | 40.6% | 47.4% | 43.9% | | | |

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|------------------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 18 | 13 | 11 | 11 | 11 | 12 |
| | 利用人数 計画値(人) | 21 | 21 | 25 | | | |
| | 対計画比 | 85.7% | 61.9% | 44.0% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 129 | 161 | 154 | 159 | 163 | 187 |
| | 利用人数 計画値(人) | 142 | 142 | 167 | | | |
| | 対計画比 | 90.8% | 113.4% | 92.2% | | | |

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者等が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

なお、サービスの利用に当たっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|------------------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 予 防 給 付 | 利用人数(人) | 6 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| | 利用人数 計画値(人) | 3 | 3 | 3 | | | |
| | 対計画比 | 200.0% | 133.3% | 100.0% | | | |
| 介 護 給 付 | 利用人数(人) | 345 | 349 | 370 | 382 | 382 | 400 |
| | 利用人数 計画値(人) | 348 | 348 | 366 | | | |
| | 対計画比 | 99.1% | 100.3% | 101.1% | | | |

(4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

第7期計画に続き、本計画でもサービス量は見込んでいませんが、引き続き、各圏域の状況を注視し、必要に応じた対応を行います。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

| | | 実 績 | | | 計 画 | | |
|----------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 56 | 57 | 65 | 70 | 70 | 99 |
| | 利用人数 計画値(人) | 54 | 54 | 83 | | | |
| | 対計画比 | 103.7% | 105.6% | 78.3% | | | |

(6) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的に巡回し、又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。

本サービスも第7期計画に続き、本計画でもサービス量は見込んでいませんが、引き続き、各圏域の状況を注視し、必要に応じた対応を行います。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 0 | 1 | 5 | 7 | 10 | 20 |
| | 利用人数 計画値(人) | - | - | - | | | |
| | 対計画比 | - | - | - | | | |

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 24 | 32 | 49 | 51 | 52 | 52 |
| | 利用人数 計画値(人) | 29 | 29 | 29 | | | |
| | 対計画比 | 82.8% | 110.3% | 169.0% | | | |

(9) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模のデイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 565 | 588 | 569 | 578 | 585 | 592 |
| | 利用回数(回) | 5,672 | 5,895 | 5,525 | 5,562 | 5,642 | 5,717 |
| | 利用回数 計画値(回) | 6,621 | 6,917 | 7,214 | | | |
| | 対計画比 | 85.7% | 85.2% | 76.6% | | | |

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 725 | 746 | 775 | 767 | 767 | 767 |
| | 利用人数 計画値(人) | 712 | 727 | 742 | | | |
| | 対計画比 | 101.8% | 102.6% | 104.4% | | | |

(2) 介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護及び医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的として造られた施設で、介護やりハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記のサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 735 | 725 | 704 | 719 | 719 | 719 |
| | 利用人数 計画値(人) | 747 | 747 | 747 | | | |
| | 対計画比 | 98.4% | 97.1% | 94.2% | | | |

(3) 介護療養型医療施設

療養病床を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき、療養上の管理、看護及び医学的管理下での介護等の世話並びに機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

本計画の最終年度である令和5年度末までに他の施設サービスへ転換することが決定しています。本市では、第7期計画終了時点で利用者がなく、本計画でも利用者を見込んでいません。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 計画値(人) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 対計画比 | - | - | - | | | |

(4) 介護医療院

基本的に介護療養型医療施設からの転換が想定された施設で、療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね揃えた施設です。状態が安定しているものの、自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期療養をするための施設です。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------------|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護 給付 | 利用人数(人) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用人数 計画値(人) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 対計画比 | - | - | - | | | |

第3節 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。

1 介護サービス給付費見込額

(1) 介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、若干の増加で推移し令和5年度では約4億4千万円、3年間合計で約13億2千万円の費用を見込んでいます。

(千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| ①介護予防訪問入浴介護 | 1,820 | 1,820 | 1,820 | 5,460 |
| ②介護予防訪問看護 | 53,651 | 53,938 | 54,224 | 161,813 |
| ③介護予防訪問リハビリテーション | 28,856 | 29,216 | 29,576 | 87,648 |
| ④介護予防居宅療養管理指導 | 5,406 | 5,507 | 5,608 | 16,521 |
| ⑤介護予防通所リハビリテーション | 124,826 | 125,087 | 125,348 | 375,261 |
| ⑥介護予防短期入所生活介護 | 11,302 | 11,700 | 12,098 | 35,100 |
| ⑦介護予防短期入所療養介護 | 910 | 910 | 910 | 2,730 |
| ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 | 17,260 | 17,260 | 17,260 | 51,780 |
| ⑨介護予防福祉用具貸与 | 86,309 | 86,448 | 86,611 | 259,368 |
| ⑩介護予防福祉用具購入 | 8,080 | 8,397 | 8,713 | 25,190 |
| ⑪介護予防住宅改修 | 21,567 | 21,567 | 21,567 | 64,701 |
| ⑫介護予防支援 | 78,857 | 79,020 | 79,128 | 237,005 |
| 介護予防サービス給付費計 | 438,844 | 440,870 | 442,863 | 1,322,577 |

(2) 居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ令和5年度では約46億3千万円、3年間合計で約137億4千万円の費用を見込んでいます。

(千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①訪問介護 | 753,135 | 765,391 | 773,264 | 2,291,790 |
| ②訪問入浴介護 | 140,813 | 143,582 | 144,967 | 429,362 |
| ③訪問看護 | 254,150 | 258,655 | 262,016 | 774,821 |
| ④訪問リハビリテーション | 63,849 | 64,262 | 65,422 | 193,533 |
| ⑤居宅療養管理指導 | 65,017 | 66,056 | 66,996 | 198,069 |
| ⑥通所介護 | 1,212,128 | 1,228,261 | 1,235,330 | 3,675,719 |
| ⑦通所リハビリテーション | 293,060 | 297,679 | 300,598 | 891,337 |
| ⑧短期入所生活介護 | 557,913 | 569,670 | 577,497 | 1,705,080 |
| ⑨短期入所療養介護 | 25,652 | 26,358 | 27,425 | 79,435 |
| ⑩特定施設入居者生活介護 | 194,657 | 194,657 | 194,657 | 583,971 |
| ⑪福祉用具貸与 | 345,984 | 351,905 | 354,830 | 1,052,719 |
| ⑫福祉用具購入 | 13,524 | 13,955 | 14,421 | 41,900 |
| ⑬住宅改修 | 17,683 | 17,683 | 17,683 | 53,049 |
| ⑭居宅介護支援 | 581,880 | 590,243 | 596,687 | 1,768,810 |
| 居宅サービス給付費計 | 4,519,445 | 4,588,357 | 4,631,793 | 13,739,595 |

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費も、毎年の増加が見込まれ令和5年度では約29億9千万円、3年間合計で約84億2千万円の費用を見込んでいます。

(千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 地域密着型サービス | 2,678,729 | 2,706,584 | 2,962,206 | 8,347,519 |
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 7,177 | 9,128 | 20,915 | 37,220 |
| ②夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③認知症対応型通所介護 | 16,823 | 17,507 | 18,135 | 52,465 |
| ④小規模多機能型居宅介護 | 440,975 | 453,393 | 521,009 | 1,415,377 |
| ⑤認知症対応型共同生活介護 | 1,185,754 | 1,185,754 | 1,241,688 | 3,613,196 |
| ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 263,090 | 263,090 | 372,076 | 898,256 |
| ⑧看護小規模多機能型居宅介護 | 156,867 | 160,177 | 161,931 | 478,975 |
| ⑨地域密着型通所介護 | 608,043 | 617,535 | 626,452 | 1,852,030 |
| 地域密着型介護予防サービス | 23,449 | 23,449 | 24,822 | 71,720 |
| ①介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護 | 14,142 | 14,142 | 15,515 | 43,799 |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護 | 9,307 | 9,307 | 9,307 | 27,921 |
| 地域密着型サービス給付費計 | 2,702,178 | 2,730,033 | 2,987,028 | 8,419,239 |

(4) 施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、毎年約50億5千万円、3年間合計で約151億6千万円の費用を見込んでいます。

(千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①介護老人福祉施設 | 2,603,057 | 2,603,057 | 2,603,057 | 7,809,171 |
| ②介護老人保健施設 | 2,444,249 | 2,444,249 | 2,444,249 | 7,332,747 |
| ③介護医療院 | 5,354 | 5,354 | 5,354 | 16,062 |
| ④介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設サービス給付費計 | 5,052,660 | 5,052,660 | 5,052,660 | 15,157,980 |

2 標準給付費見込額

各サービス給付費の総額である総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○各年度の標準給付費見込額 (千円、審査支払手数料支払件数のみ件)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 総給付費 | 12,713,127 | 12,811,920 | 13,114,344 | 38,639,391 |
| 特定入所者介護サービス費等 ※1 | 684,420 | 688,939 | 692,470 | 2,065,829 |
| 高額介護サービス費等給付額 ※2 | 340,404 | 342,652 | 344,408 | 1,027,463 |
| 高額医療合算介護サービス費 等給付額 ※3 | 38,882 | 39,271 | 39,664 | 117,817 |
| 算定対象審査支払手数料 ※4 | 11,475 | 11,542 | 11,612 | 34,630 |
| 審査支払手数料支払件数 | 182,150 | 183,212 | 184,313 | 549,675 |
| 標準給付費見込額 | 13,788,309 | 13,894,324 | 14,202,497 | 41,885,130 |

※千円以下の数値は端数処理のため、内訳計と合計が合わない場合があります。

- ※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。
- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

3 地域支援事業費見込額

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用と包括的支援事業費及び任意事業に係る費用があります。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、「訪問介護相当サービス」や「訪問介護相当サービス」等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、「介護予防普及啓発事業」や「地域介護予防活動支援事業」等の「一般介護予防事業」に関する費用の合計です。また、包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携推進事業に関する費用、任意事業費は給付等費用適正化、家族介護支援事業等に関する費用となっています。

いずれも前年実績等から以下のとおりに算出しました。

○各年度の地域支援事業費見込額 (千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-----------------|---------|---------|---------|-----------|
| 地域支援事業費 | 948,635 | 956,199 | 963,710 | 2,868,544 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 689,321 | 696,657 | 703,938 | 2,089,916 |
| 包括的支援事業・任意事業 | 259,314 | 259,542 | 259,773 | 778,629 |

4 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業（高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会等）について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○各年度の保健福祉事業費見込額 (千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 保健福祉事業費 | 4,000 | 4,040 | 4,080 | 12,120 |

第4節 第1号被保険者の保険料算定

1 介護保険事業の財源構成

(1) 標準給付費の負担割合

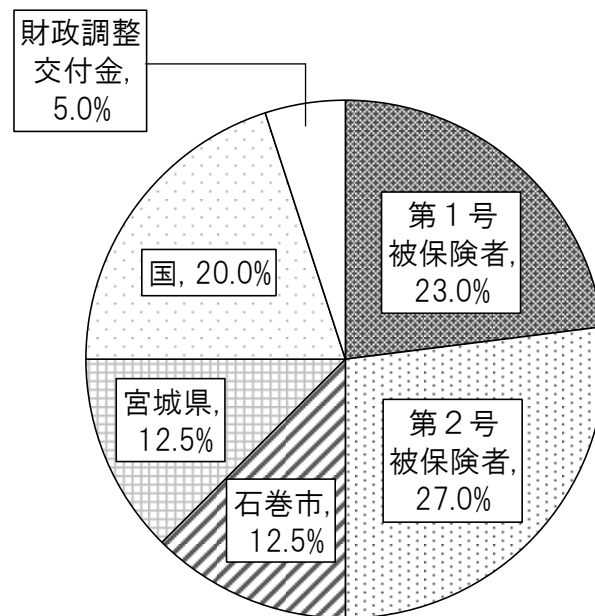
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で負担し、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。

また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は、居宅給付費と施設等給付費で若干異なります。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■ 標準給付費の負担割合



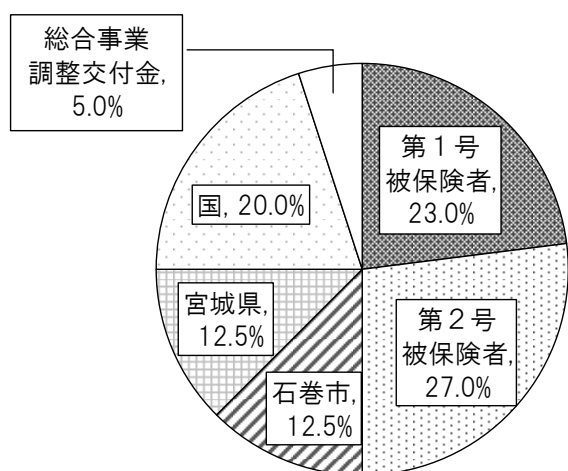
※ただし、施設等給付費については国 20%、都道府県 17.5%

(2) 地域支援事業費の負担割合

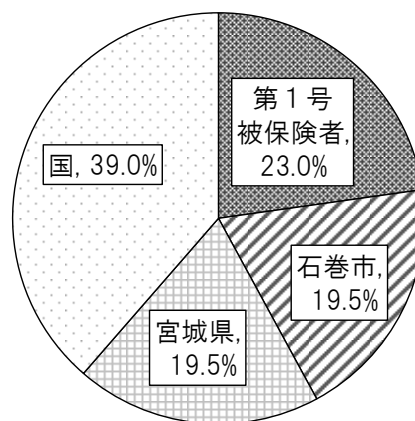
地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

■ 地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



2 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を反映させ保険料収納必要額を積算し、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数や保険料収納率から保険料基準月額を算出すると、以下のとおりになります。

○保険料基準額の推計

| | | |
|---|-------------------------------------|------------------|
| A | 標準給付費見込額 | 41,885,129,611 円 |
| B | 地域支援事業費 | 2,868,544,336 円 |
| C | 第1号被保険者負担分(23%) $(A+B) \times 23\%$ | 10,293,345,008 円 |
| D | 調整交付金相当額 | 2,198,752,256 円 |
| E | 調整交付金見込額 | 2,506,775,459 円 |
| F | 保健福祉事業費見込額 | 12,120,400 円 |
| G | 準備基金取崩額 | 440,000,000 円 |
| H | 保険料収納必要額 $C + D - E + F - G$ | 9,557,442,205 円 |
| I | 予定保険料収納率 | 99.0% |
| J | 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 136,338 人 |
| K | 保険料見込額(年額) $H \div I \div J$ | 70,800 円 |
| L | 保険料見込額(月額) $K \div 12$ | 5,900 円 |

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

(2) 所得段階別保険料

各段階の月額保険料については、第5段階（基準額）に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

○所得段階別保険料

| 段階 | 対象者 | 対基準額割合 | 月額保険料 |
|----------|---|--------|-------------|
| 第1段階 | ○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方 | 0.30 | 1,770円 |
| 第2段階 | ○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方 | 0.50 | 2,950円 |
| 第3段階 | ○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が120万円超の方 | 0.70 | 4,130円 |
| 第4段階 | ○本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方 | 0.90 | 5,310円 |
| 第5段階（基準） | ○本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方 | 1.00 | 5,900円（基準額） |
| 第6段階 | ○本人が市民税課税の方（合計所得金額が120万円未満の場合） | 1.20 | 7,080円 |
| 第7段階 | ○本人が市民税課税の方（合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合） | 1.30 | 7,670円 |
| 第8段階 | ○本人が市民税課税の方（合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合） | 1.50 | 8,850円 |
| 第9段階 | ○本人が市民税課税の方（合計所得金額が300万円以上の場合） | 1.70 | 10,030円 |

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。
※保険料については、現時点での推計値であり、今後、変更する場合があります。

第5節 介護事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進行により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられます。介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

介護サービス事業所等では介護人材の確保・定着が最重要課題としてあげられており、その解決策として介護職のイメージアップや処遇改善が必要とされています。

今後も、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気高齢者も対象としながら、介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

1 介護・福祉の啓発

(1) イベントへの支援

介護事業所が主催する、介護人材確保対策並びに地域住民への介護や福祉に関する意識の啓発を図る事を目的としたイベントに対し、介護事業所と連携し今後も継続して支援します。

(2) 情報の発信

介護に関する情報をあらゆる手法と機会を捉えて発信し、介護人材の確保につながるよう次の啓発事業を展開します。

| No | 啓発事業概要 |
|----|------------------------|
| 1 | 介護に関する重点啓発日及び月間を周知します。 |
| 2 | 教育関係を通じて介護に関する啓発を行います。 |

2 介護職員研修の実施

介護職員の職場定着及び質の高いサービスを提供できる人材育成を図るため、介護事業所に勤務する職員向けの研修会を開催します。

実践的内容で参加しやすい場所と時間での実施とするため、出前講座の形式で行うなど、今後も、多くの職員が参加できるよう事業を継続します。

3 奨学金返還支援事業

地域包括ケアシステムを充実させる上で必要となる医療・福祉・介護分野の専門職員の人材確保を図るため、奨学金の返還に対する支援を実施します。

今後も、事業の周知を図り、継続的な支援を実施します。

4 介護事業所との意見交換会の開催

介護人材確保の現状や課題等について、介護事業所と意見交換や情報共有を図りながら、効果的な人材確保及び人材育成策を検討します。

今後も、継続的に開催し、介護人材確保・定着への施策の展開につなげます。

5 ハローワーク石巻との連携

ハローワークが行っている介護職の求人情報、面談会、施設見学会等のチラシやパンフレット等を介護保険課の窓口に設置するとともに、ハローワーク主催の就職面談会を後援するなど、ハローワークとの連携を強化しています。

引き続きハローワーク石巻との連携のもとで、人材確保に向けた事業等を実施します。

6 国への要望

介護事業所が、質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬の設定を含めた介護職員の処遇改善や労働環境整備について、宮城県市長会や宮城県市議会議長会を通じて国に対し要望します。

第6節 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス需要も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、サービス事業所に対して指導・助言などを行っています。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行うとともに、介護給付適正化の取組を進め、介護サービスの質の向上を図ります。

1 制度の周知徹底

高齢者やその家族へ介護保険制度の改正における変更点や保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、ホームページ、パンフレット等により広報体制を充実するとともに、市の職員による出前講座や各種講演会を実施するなど、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底を図っています。

引き続き、高齢者やその家族だけでなく、市民全体にわかりやすい制度の周知に努めます。

2 苦情対応

利用者や家族からの苦情対応については、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等との連携のなかで、関係法令に基づいた迅速かつ適切な対応に努めます。

3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

要介護者等に、その人にふさわしい適切な介護サービス、保健医療サービス、インフォーマルサービス等を総合的に提供することが、これまでも増して求められるようになってきており、介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質を向上させることが重要になってきています。

このため、地域包括支援センターを中心とした情報提供や支援困難ケースへの対応等の支援体制の強化や、「高齢者精神疾患研修会」、「対人援助研修会」、

「口腔関連関係者研修会」、「ゲートキーパー研修会」等の研修を実施するとともに、「けあまねさんのための社会資源ガイド」を作成してインフォーマルサービス活用の支援を推進しています。

今後も、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れたケアマネジメントができるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

4 介護サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等に対し指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な運営とサービスの質の確保を図ります。

また、指定基準違反や不正請求が疑われる事業所には、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

5 災害に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等の立地条件を勘案したうえで予想される非常災害の種類（火災、地震、津波、土砂災害、風水害、原子力災害等）ごとに策定することが義務付けられている具体的な計画（非常災害対策計画）を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類ごとに避難に要する時間や避難経路の確認を促します。

また、水防法等の一部を改正する法律が平成29年6月19日に施行され、市町村の地域防災計画に記載される「洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設」の管理者等に対して、洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されたことから、該当する介護事業所等への周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

なお、従前より宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕（平成25年2月改定）において、介護保険施設等の社会福祉施設等の管理者は原子力災害時における避難等計画を作成するものとされていることから、併せて該当する介護事業所等への周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

6 感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務

に当たることができるよう、感染症発生時の介護の対応訓練の実施や感染症に対する研修の実施について促します。

7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏域内で質の高いサービス提供が継続できるよう、行政職員や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的な運営を支援します。

8 情報開示とサービス評価体制の充実

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、介護サービス事業者と連携し、県の「介護サービス情報公表システム」を活用するとともに、市のホームページや窓口において、介護サービス事業者の情報提供等を行っています。

また、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見が反映できるように、介護保険運営審議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

9 事業者間の連携の支援

事業者連絡会議や研修会等において情報の共有化を図り、事業者間の連携強化を支援することにより、質の高いサービスを効率的に提供します。

10 適正化事業の推進

(1) 要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施する要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を入念に点検します。チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認の上、必要に応じて修正や指導を行います。

(2) ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、適切なケアプランが作成されているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

(3) 福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

福祉用具の購入及び貸与・住宅改修工事が利用者の状態やニーズに対して適切に給付されるよう点検を行います。

(4) 医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

(5) 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数又は回数、介護保険給付額及び利用者負担額を通知することにより、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

II 離島介護対策事業

「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合、必要な船賃等を補助金として交付しています。

今後も、離島においても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう事業を継続します。

第7節 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯など最も見守りの必要性が高い世帯の増加と、それに伴ういわゆる「老老介護」、認知症高齢者が介護を行ういわゆる「認認介護」などは、社会全体の問題として取り組んでいく必要があります。

これまで、介護者の様々な負担の軽減策として、家族介護慰労金支給や介護用品支給等を行ってきました。

今後も引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

1 住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付しています。

今後も、本事業に介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

2 高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

| 対象者の要件 | 対象となるサービス※ | 軽減の割合 |
|---|---|--|
| 世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方 | <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○通所介護 ○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス ○介護老人福祉施設 ○第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） ○第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の 25% ・老齢福祉年金受給者は利用者負担の 50% |

※都道府県に申出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

4 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は要介護5の状態にある65歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

| 対象者 | 支給額 |
|---|--------------------|
| 市民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く。）を受けなかった高齢者を介護している同居の家族 | 高齢者1人当たり 年額10万円 |

5 介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

○事業の内容

| 区 分 | 介護用品支給券の額 | 対象となる介護用品 |
|-----------|------------------------|-------------------------------------|
| 要支援1～要介護3 | 高齢者1人当たり 月額 2,000 円 | 紙おむつ、尿取りパット |
| 要介護4・5 | 高齢者1人当たり 月額 5,000 円 | 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、 清拭剤、ドライシャンプー |

